

個人情報の取扱いに関する同意条項

〈本同意条項はスルガVisaカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します〉

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員又は会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、及び法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本（これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含む）等の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含みます。
 - ①申込み時又は入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入し又は記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債及び収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報及びお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
 - ②会員のご利用に係る申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況及び契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
 - ③会員のご利用残高、お支払い状況等、本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
 - ⑤当社又は決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
 - ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦官報や電話帳等の公開情報
 2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。
 - ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
 - ③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信
 - ⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等及び当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第2条（個人信用情報機関への照会、登録及び利用）

1. 本会員及び本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に係る情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に係る調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

<加盟する個人信用情報機関の登録される情報及び期間>

登録情報	KSC	JICC	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先名等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
②銀行等が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び契約に係る申込みをした事実としての申込日・申込内容等（契約が不成立になった場合を含む）	銀行等が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行等が信用情報を利用した日から6か月以内	銀行等が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
③借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞解消等の事実を含む）等の契約に関する客観的な取引事実※1	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内（債権回収、破産申立、強制解約、債務整理、代位弁済等に関する情報を含む）	契約期間中及び契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内	—
⑥不渡情報	第1回目不渡発生日から6か	—	—

	月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間		
⑦官報情報	破産・民事再生手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
⑧登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該調査中の期間
⑨本人確認書類の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日から5年を超えない期間	登録日から5年以内（当該本人が削除を依頼した日まで）	登録日から5年以内（当該本人の申出により期間内での削除可）
⑩協会依頼情報	—	登録日から5年以内	登録日から5年以内

※1 上記「契約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター（KSC）

（主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関）

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

○名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）

【割賦販売法に基づく指定信用情報機関】

（主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

○名称：株式会社日本信用情報機構（JICC）

（主に貸金業・クレジット事業・リース事業・保証事業・金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関）

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

銀行等	加盟する個人情報機関
スルガ銀行株式会社	KSC/JICC/CIC
スルガカード株式会社	JICC/CIC

●各個人情報機関と提携する個人情報機関

加盟する個人情報機関	提携する個人情報機関
全国銀行個人情報センター	JICC/CIC
株式会社日本信用情報機構	KSC/CIC
株式会社シー・アイ・シー	KSC/JICC

第3条（繰上返済時の残高の開示）

本会員は、家族会員が家族カード又はその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部又は一部（手続が途中で中止された場合を含む）を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に係る、本会員及び家族会員のカード並びにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第4条（個人情報の預託）

会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限らない）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条（利用の中止の申出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申し出ることができます（以下、なお書きの内容を含めて、同じ）。ただし、カード又はご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続をとることはありません。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
 - ②個人情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第7条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的及び第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（退会後又は会員資格取消後の場合）

本規約第26条に定める退会の申出又は本規約第25条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合又は本規約の内容の全部若しくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。

第10条（個人情報に関するお問い合わせ）

1. 第5条に定める中止のお申出は、下記の当社クレジットデスクまでお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客さま相談センターまでお願いします。

〈スルガ銀行株式会社 クレジットデスク〉

〒411-8689 静岡県駿東郡長泉町スルガ平500

電話番号055-980-5476

〈スルガ銀行株式会社 お客さま相談センター〉

〒411-8689 静岡県駿東郡長泉町スルガ平500

電話番号0120-707-193

第11条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項はスルガVisaカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できます。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号に基づき、収集した個人情報を共同利用でき、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表します。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等又は①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為又は虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。

- ①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政

府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の（イ）（ロ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。（ロ）暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

②自ら又は第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。（イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為 （ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為

（2022年6月現在）